

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6-55

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(競争試験の告知)</p> <p>第4条 採用試験の告知は、<u>県公報に登載することにより行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1) <u>別表職位分類表(1)一般分類職の第1等職及び第2等職に掲げる職</u></p> <p>(2) <u>別表職位分類表(2)特定分類職（以下「特定分類職」という。）の警視の職</u></p> <p>(3)～(1) (略)</p> <p>(昇任試験又は選考による昇任)</p> <p>第6条 職員の昇任に係る法第21条の4第1項に規定する人事委員会の定める職は、<u>特定分類職の第2等職に掲げる職のうち警部の職、第3等職に掲げる職のうち警部補の職、第4等職に掲げる職のうち巡查部長の職とする。</u></p> <p>(名簿の確定)</p> <p>第8条 法第21条第1項に規定する採用候補者名簿（法第21条の4第4項において読み替えて適用される場合を含む。以下「名簿」という。）は、人事委員会の議決により確定する。</p> <p>2 人事委員会は、前項の規定により名簿が確</p>	<p>(競争試験の告知)</p> <p>第4条 採用試験の告知は、<u>静岡県人事委員会事務局のウェブサイトへの掲載その他の方法により行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(選考による採用)</p> <p>第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項ただし書に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。</p> <p>(1) <u>人事委員会が別に定める本庁の部長、局長等に相当する職及び本庁の課長等に相当する職</u></p> <p>(2) 警視の職</p> <p>(3)～(1) (略)</p> <p>(昇任試験又は選考による昇任)</p> <p>第6条 職員の昇任に係る法第21条の4第1項に規定する人事委員会の定める職は、<u>警部の職、警部補の職及び巡查部長の職とする。</u></p> <p>(名簿の確定)</p> <p>第8条 法第21条第1項に規定する採用候補者名簿（法第21条の4第4項において読み替えて適用される場合を含む。以下「名簿」という。）は、人事委員会の議決により確定する。</p>

定したときは、県公報により公示するものとする。

3 名簿の確定後は、次条から第11条までに規定する場合を除き、名簿に記載された事項について、変更又は訂正を行うことはできない。

2 名簿の確定後は、次条から第11条までに規定する場合を除き、名簿に記載された事項について、変更又は訂正を行うことはできない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。